



就職時の身元保証人とは？

相談者の気持ち

就職活動で内定をもらった後、「身元保証人を立ててほしい」と会社から言われました。身元保証人って何ですか？ どのような責任があるのでしょうか？ また、頼める人がいない場合はどうしたらよいでしょう？

萩谷 雅和 Hagiya Masakazu 弁護士

第一東京弁護士会所属。企業法務を中心に、一般民事事件、家事事件などを広く手がける。著書に『知識ゼロからの働き方改革で変わる労働法入門』(共著、幻冬舎、2019年)ほか



労働者を雇用する会社(別段、企業とは限らず、雇い主が個人である場合も含まれますが、ここでは会社といいます)が内定した労働者と入社手続きを取る際に、多くの場合、
 ・会社の就業規則等を守り、誠実に勤務すること
 ・被保証人(労働者)が会社に損害を生じさせた場合、その賠償責任を負うこと
 などを「身元保証人」に約束してもらうことがあります。これが会社と身元保証人との間で、身元保証契約を結ぶ理由です。

このような約束をする主眼とは、労働者の行為によって、会社に損害が生じることがあるかもしれませんので、労働者を雇用するときに、あらかじめそのような事態に備えて、損害が発生したときの賠償を身元保証人に約束しておいてもらうことがあります。

もちろん、会社に損害を生じさせたときは、労働者本人にも損害を賠償する義務はあります。ただ、実際に損害賠償が必要となったときに、当該労働者に弁済する資力があるとは限りませんので、そういう場合に備えているわけです。

この制度は、「身元保証に関する法律」という法律で定められています。

身元保証契約は、期間を定めなかったときは3年、期間を定めても最長5年までと定められ



ています。また、期間を過ぎたとき、更新はできますが、その時点で新たに更新契約をしなければならず、例えば、自動更新や更新予約といったことはできません。

また、会社側は、労働者に不適任・不誠実な事由があって、身元保証人の責任問題になりそうなときは、これを身元保証人に通知しなければならず、この通知を受けた身元保証人はその身元保証契約を解約することができます。

なお、従来、身元保証契約に基づく保証金額には上限がないという問題がありました。しかし、2020年4月の改正民法の施行によって、身元保証人に対して請求できる損害賠償の上限額、つまり極度額を定めておくことが必要になったのです。改正後の身元保証契約は、身元保証書に上限額(極度額)が記載されていなければ、契約そのものが無効となります。

こうして、現在では、身元保証契約は、その期間と上限金額の双方から規制がかかっていることになります。

なお、しかるべき保証人がいない場合は、保証人代行サービス会社を利用することも考えられますが、身元保証人がいないからといって内定取り消しにはならないでしょうから、まずは内定した会社に相談してみてはいかがでしょう。